

利用者送迎中の交通死亡事故多発

高齢者福祉施設の皆様、送迎を担当する従業員の皆様へ

令和3年12月23日

埼玉県警察本部 交通部 交通総務課

県内では、高齢者福祉施設の車が関係する交通死亡事故が立て続けに3件(10月、11月、12月)発生しています。

【施設の責任者の方】 利用者の生命を預かる責任や一層の安全運転について職員に繰り返し指導をお願いします。

【送迎の運転者の方】 責任を十分に自覚し、私用時以上に安全運転を心がけてください。

ポイント①

送迎中の安全運転の徹底

特に送迎時は速度の抑制、安全確認の徹底など一層の安全運転を心がけてください



ポイント②

後部座席も含めた全席シートベルト等の着用徹底

後部座席のシートベルト着用は道路交通法で義務付けられています



ポイント③

緊張感を持った送迎業務の徹底

いつもの送迎コースで発生しています。油断せず緊張感を持った運転を行ってください



詳細は次ページをご覧ください

高齢者福祉施設の皆様、送迎を担当する従業員の皆様へ

埼玉県内では令和3年12月19日現在、埼玉県内では、高齢者福祉施設による車両送迎中に、同乗していた施設利用の高齢者が死亡する交通事故が立て続けに3件（10月、11月、12月）発生しています。

高齢社会の進展や高齢者介護事業等の需要の高まりに伴い、今後の同種事故の発生が懸念されます。

交通事故発生事例を見るまでもなく、送迎業務は施設利用者の生命を預かる重大な責任を伴うものであることを改めて御認識いただき、施設の責任者の方は送迎業務を担当する職員に対し、業務の重要性、責任の重大性に基づき、一層の安全運転の徹底を繰り返し御指導いただきますよう、お願いします。

また、運転を担当される皆様は、その責任を改めて御理解いただき、私用時や送迎業務外での運転以上に安全運転に細心の注意を払っていただきますよう、お願いします。

以下に、事故防止上のポイントをまとめましたので、施設の責任者の方は職員の皆様への指導の要点として、送迎の運転者の方は送迎業務時の注意事項として御活用ください。

○ 送迎中の安全運転の徹底

特に利用者送迎中は、交差点における減速しての安全確認の徹底、速度の抑制、交通ルールの遵守徹底など、一層の安全運転を心がけてください。

○ 後部座席も含めた全席シートベルト等の着用徹底

道路交通法第71条の3第2項では、「運転者は、シートベルトを装着しない者を乗せて自動車を運転してはならない」ことが定められており、運転席、助手席はもとより、後部座席についてもシートベルトの着用が義務付けられています。

送迎車両の後部座席に利用者を乗車させる場合も、全ての乗員にシートベルトの着用を徹底されるようお願いいたします。

○ 緊張感を持った送迎業務の徹底

送迎中の交通事故は、利用者方と施設間の「いつもの送迎コース」で発生するため、慣れに伴う油断が生じる可能性があります。常に緊張感を持った運転を行ってください。

【お問合せ先】

埼玉県警察本部交通部交通総務課
高齢者対策係

電話：048-832-0110（代）